

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

# 1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	10	6	4	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		12	8	4	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	13	4	1	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年8月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	医療整備課	<p>小口現金の支払事務において、相手方から領収書を徴することができない場合は、領収書に代えて、理事長が小口現金支払承認書の理事長証明欄に署名による支払証明をすることとされているが、これを行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、小口現金による支払い事務に対して地方独立行政法人岐阜県総合医療センター手許現金取扱要領の内容が徹底されていなかったという要因により、適正に事務処理が行われていなかった。</p> <p>上記要領の内容について事務職員全員へ周知し、併せて再発防止のため小口現金支払承認書の様式の理事長証明欄に「領収書を徴することができない場合に記載（理事長の署名が必要）」の文言を追加した。</p>
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	医療整備課	<p>医薬品納入の単価契約に係る一般競争入札の手續において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 45 号）第 9 条に規定する一般競争入札の公告事項のうち、落札の無効に関する事項が記載されていなかった。</p> <p>2 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規程（平成 31 年規程 66 号。以下「特定調達契約規程」という。）第 14 条において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して 7 日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知することとしているが、これを行っていなかった。また、同条第 2 項に規定する公告事項のうち、</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については担当による記載と経営企画課の確認の双方を失念していたため、適正な事務処理が行われていなかった。2 について契約を担当する職員の氏名を記載して公告するとともに、今後は以下の通り措置を講じて再発防止に努める。</p> <p>1 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 45 号）第 9 条に規定する一般競争入札の公告事項に、落札の無効に関する事項を記載することを徹底し、担当課及び経営企画課での確認を確実に行う。</p> <p>2 担当課及び経営企画課での該当する入札の有無の確認を徹底し、該当する入札がある場合は、特定調達契約規程第 14 条に基づき、落札者及び落札者とされなかった入札者に対し</p>

		<p>契約を担当する職員の氏名が記載されていなかった。</p> <p>3 特定調達契約規程第 15 条において、落札者を決定したときは、同条に掲げる事項についての記録を作成し、保管することとしているが、これを行っていなかった。</p>	<p>て、通知を迅速かつ的確に行う。また、同条第 2 項に規定する公告事項のうち契約担当職員の氏名の記入を徹底し、担当課及び経営企画課での確認を確実に行う。</p> <p>3 特定調達契約規程第 15 条については、規程内容に沿った書式を定め、再発防止のため職員へ書式を周知し、入札後は速やかに書式による書類を作成し経理担当へ提出することとする。</p>
		<p>C T 撮影装置一式の購入に係る契約事務において、売買契約書に履行期限が記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については旧書式を使用してしまったため、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>よって今後は、仕様書には必ず履行期限を明記するよう、仕様書の記載事項を統一し、契約書（仕様書含む）に履行期限の記載があるかを担当課及び経営企画課で確認することを徹底する。</p>
		<p>自動精算機における釣銭準備金の現金管理事務において、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院手許現金取扱要領では手許有高と準備金設定金額との照合結果について書面で記録することとされているが、これを行ってなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については手許有高と準備金設定金額との照合結果について書面で記録することを失念していたため、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>よって今後は、管理簿を作成し、日々入金、出金、差引残高を出納員が記録し照合を行い、その結果を出納員が確認することとした。</p>